

I P 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P - P B X サービス）【現改比較表】

2025年2月28日現在

～2025年3月31日

2025年4月1日～

目次（略）

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～26	（略）
27 特定加入者回線	共通編別記 17 の(3)のイに定める特定協定事業者の光アクセス回線を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のII-2-2型のプラン3-1のもの及びメニュー5-1のII-1型の1Gb/s品目のプラン3-1のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のタイプ1のもの及びメニュー5-1の1Gb/s品目のプラン3のもの
28～54	（略）

目次（略）

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～26	（略）
27 特定加入者回線	共通編別記 17 の(3)のイに定める特定協定事業者の光アクセス回線を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のII-1型の1Gb/s品目のプラン3-1のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の1Gb/s品目のプラン3のもの
28～54	（略）

第3条～第88条（略）

別記（略）

料金表 通則（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用（略）

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア～カ（略）

キ カテゴリー7

単 位	料 金 額
1の契約ごとに月額	<u>4,800円 (5,280円)</u>

ク～料金表別表2（略）

第3条～第88条（略）

別記（略）

料金表 通則（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用（略）

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア～カ（略）

キ カテゴリー7

単 位	料 金 額
1の契約ごとに月額	<u>5,700円 (6,270円)</u>

ク～料金表別表2（略）

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

附則（令和7年2月25日 C&A1サ第000400006763号）

この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。